

○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第231号)	40
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第232号)	51
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第233号)	55
○ 市営住宅定期入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課)	(第234号)	63
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・都市農業課)	(第235号)	68
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第236号)	69

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第13号)	70
-------------------	--------	----

人 事 委 員 会 規 則

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(第14号)	71
-----------------------------------	--------	----

上 下 水 道 局 告 示

○ 指定公金事務取扱者への給水装置工事に係る設計審査手数料の収納事務の一部委託について	(第 8号)	72
---	--------	----

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程及び名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正	(第20号)	74
---	--------	----

公 告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止公告	(上下水・営業課)	76
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	77
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	78
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の休止公告	(上下水・営業課)	79
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	80
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	81
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	83

雑 報

○ 職員の懲戒処分	(消防・職員課)	98
○ 職員の懲戒処分	(交通・人事課)	99

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則（第63号）

1 改正内容

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（令和 6年政令第73号）が公布されたため、規定の整備を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第64号）

1 改正内容

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第20号様式関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 令和 6年能登半島地震の被災者の支援活動業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（第65号）

1 改正内容

地方自治法に基づき職員を派遣することに伴い、規定の整備を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 4月23日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第63号

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（平成18年名古屋市規則第 134号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 2号中「第10条第 1項」の次に「又は第10条の 2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 4月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第64号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第20号様式中「療養等」を「医療院等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている介護保険負担限度額認定証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

令和6年能登半島地震の被災者の支援活動業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月1日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第65号

令和6年能登半島地震の被災者の支援活動業務に従事した職員に
支給する特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

令和6年能登半島地震の被災者の支援活動業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則（令和6年名古屋市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により派遣されている職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 218号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

令和 6年 4月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設等の名称

動植物園（一部区域に限る。）、展望塔、正門前駐車場、北園門前駐車場、植物園東駐車場、上池駐車場、星が丘駐車場、動物園西駐車場、緑橋下駐車場（東山公園）及び展望塔前駐車場（東山公園）

2 変更内容

令和 6年 4月30日を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 219号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 6年 4月23日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

(7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和6年4月30日（火）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和6年4月30日（火）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和6年4月30日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第2・第4水曜日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 6年 5月10日（金）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号 西図書館地下 3階
西文化小劇場

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市東区東桜一丁目11番1号 オアシス21 バスターミナル
内

住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 6年 5月10日（金）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 6年 5月13日（月）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から
午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 6年 5月11日（土）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1
月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分ま
で。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 106戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上（出生前の胎児を含む。）の世帯又は18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子（出生前の胎児を含む。）を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 5戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の

もの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者
- (14) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しようとする者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 6年 5月10日（金）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 6年 5月10日（金）午前10時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 6年 5月13日（月）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 6年 5月11日（土）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 30戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 220号

名古屋市児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり臨時に開館します。

令和 6年 4月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 臨時に開館する施設

名古屋市千種児童館

名古屋市高岳児童館

名古屋市上飯田児童館

名古屋市西児童館

名古屋市中村児童館

名古屋市前津児童館

名古屋市白金児童館

名古屋市瑞穂児童館

名古屋市熱田児童館

名古屋市中川児童館

名古屋市港児童館

名古屋市南児童館

名古屋市守山児童館

名古屋市緑児童館

名古屋市名東児童館

名古屋市天白児童館

2 臨時に開館する日

令和 6年 5月 5日（日）

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 221号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 4月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中川区十一番町 2丁目13番 1の一部、13番 2の一部、13番 3の一部、13番 4の一部、13番 5の一部及び14番地先（詳細は別紙のとおり）

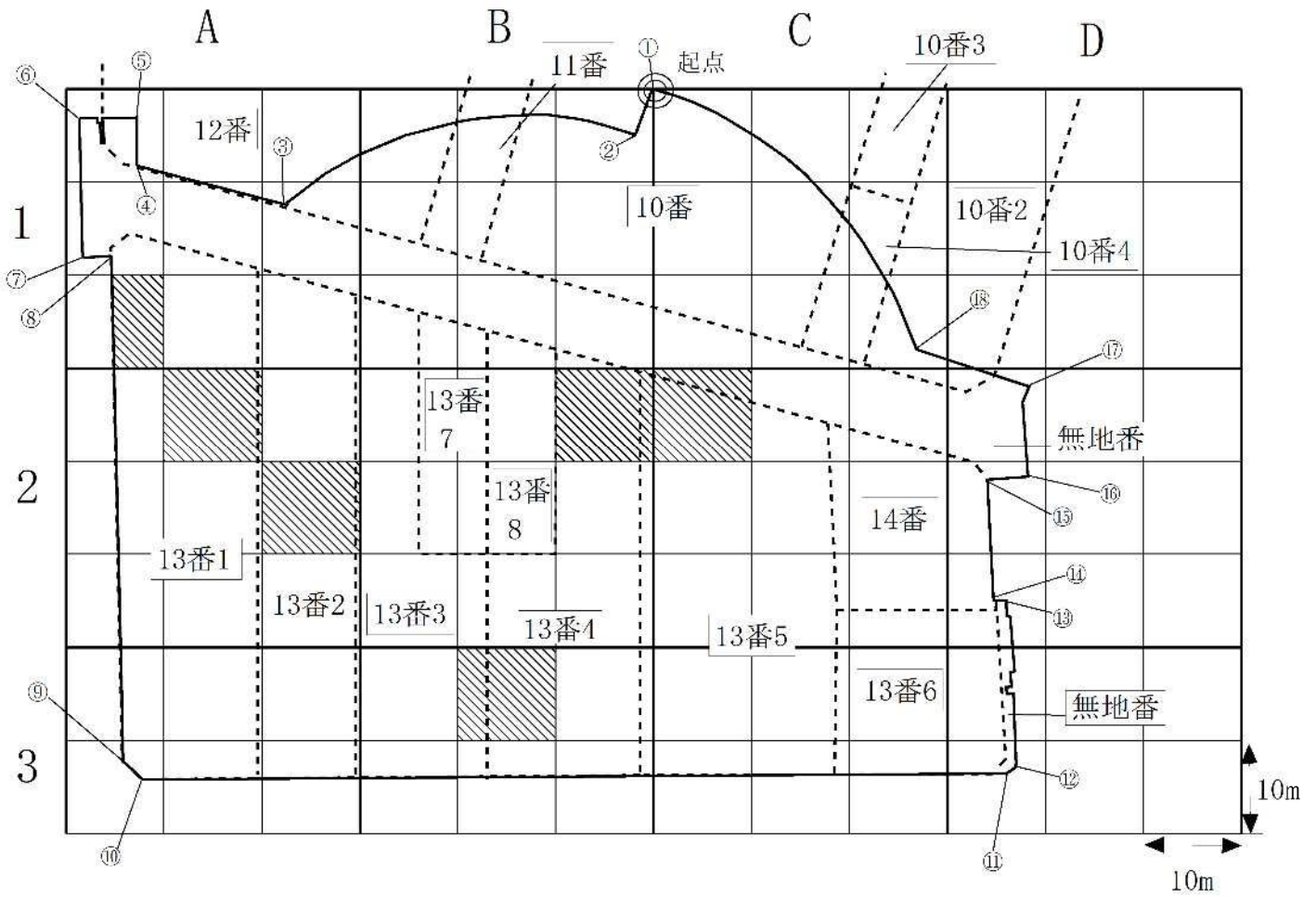
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課




中川区十一番町 2丁目



凡例

----- : 筆の境界

 : 調査対象地

 : 形質変更時要届出区域 (六価クロム化合物 (土壤溶出量基準不適合))

別紙 2 座標一覧

	X	Y
①	-97088.760	-26203.534
②	-97093.614	-26205.161
③	-97100.761	-26240.972
④	-97096.094	-26256.336
⑤	-97091.667	-26256.441
⑥	-97091.733	-26262.276
⑦	-97106.453	-26261.979
⑧	-97106.390	-26259.242
⑨	-97160.500	-26257.991
⑩	-97162.459	-26256.096
⑪	-97162.553	-26167.858
⑫	-97161.188	-26166.442
⑬	-97143.923	-26167.304
⑭	-97143.969	-26168.594
⑮	-97131.064	-26169.228
⑯	-97130.799	-26165.076
⑰	-97120.985	-26164.959
⑱	-97116.881	-26176.611

名古屋市告示第 222 号

景観協定への加入

景観法（平成16年法律第 110 号）第87条第 2 項の規定により、次のとおり景観協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第83条第 3 項の規定により公告するとともに、景観協定を公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 4 月 24 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 景観協定地区の名称

那古野一丁目地区景観協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市西区那古野一丁目1804番	令和 6 年 4 月 9 日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課（名古屋市役所西庁舎 4 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課

名古屋市告示第 223 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
の解除

次の者に対して支出する寄附金については、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する要件に該当しなくなったため、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金としての指定を解除します。

令和6年4月24日

名古屋市長 河 村 たかし

要件に該当しなくなった者の名称	要件に該当しなくなった者の所在地	要件に該当しなくなった日
国立研究開発法人理化学研究所	埼玉県和光市広沢2番1号	令和6年4月1日

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 224号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 6年 4月25日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
松本 喜久男
名古屋市中川区法華西町五丁目37番地の 1 201号室
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
吉田 キヨ子
名古屋市港区西福田一丁目1404番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西福田一丁目 307番、畑、120.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 6年 5月 1日から令和 9年 4月30日まで
 - (4) 借賃 年額 3,500円
 - (5) (4) の支払い方法 毎年 2月末日までに口座振込
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
195.04平方メートル

(2) 農作業従事の状況

農業従事日数： 250日、農業従事者： 1人

(3) 農機具の保有状況

耕うん機： 1、刈払機： 1、エンジンポンプ： 2、給水タンク： 2、動力噴霧器： 1、スコップ： 4、鍬： 6、農作業用車両： 1

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課

名古屋市告示第 225 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のように指定し、併せて同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のように定めます。

令和 6 年 4 月 26 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
国道	1	一般国道 247 号	名古屋市熱田区伝馬一丁目 601 番地先から 名古屋市熱田区伝馬一丁目 1215 番地先まで	附図
県道	2	名古屋中環状線	名古屋市守山区鳥神町 276 番地先から 名古屋市守山区幸心二丁目 420 番地先まで	
県道	3	名古屋東港線	名古屋市南区三条一丁目 203 番地先から 名古屋市熱田区内田町 701 番地先まで	

市道	4	いろは町第3号線	名古屋市港区中川本町3丁目1番1地先から 名古屋市港区いろは町2丁目22番4地先まで
市道	5	大江東線支線第1号	名古屋市港区昭和町14番12地先から 名古屋市港区昭和町19番13地先まで
市道	6	荒子川南部第4号線	名古屋市港区砂美町1番6地先から 名古屋市港区築盛町116番地先まで
市道	7	山下中部第9号線	名古屋市守山区鳥神町275番地先から 名古屋市守山区西川原町318番地先まで
市道	8	如意第218号線	名古屋市北区大我麻町399番1地先から 名古屋市北区五反田町167番地先まで
市道	9	如意第232号線	名古屋市北区若鶴町36番地先から 名古屋市北区五反田町235番地先まで
市道	10	藤前第50号線	名古屋市港区藤前三丁目401番地先から 名古屋市港区藤前三丁目201番地先まで
市道	11	藤前線第1号	名古屋市港区藤前一丁目907番

			地先から 名古屋市港区藤前二丁目 205 番 1 地先まで
市道	12	南陽藤前第 3 号 線	名古屋市港区藤前三丁目 101 番 地先から 名古屋市港区藤前三丁目 310 番 地先まで
市道	13	南陽藤前第 4 号 線	名古屋市港区藤前三丁目 309 番 地先から 名古屋市港区藤前三丁目 505 番 地先まで

2 指定する期日

令和 6 年 7 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

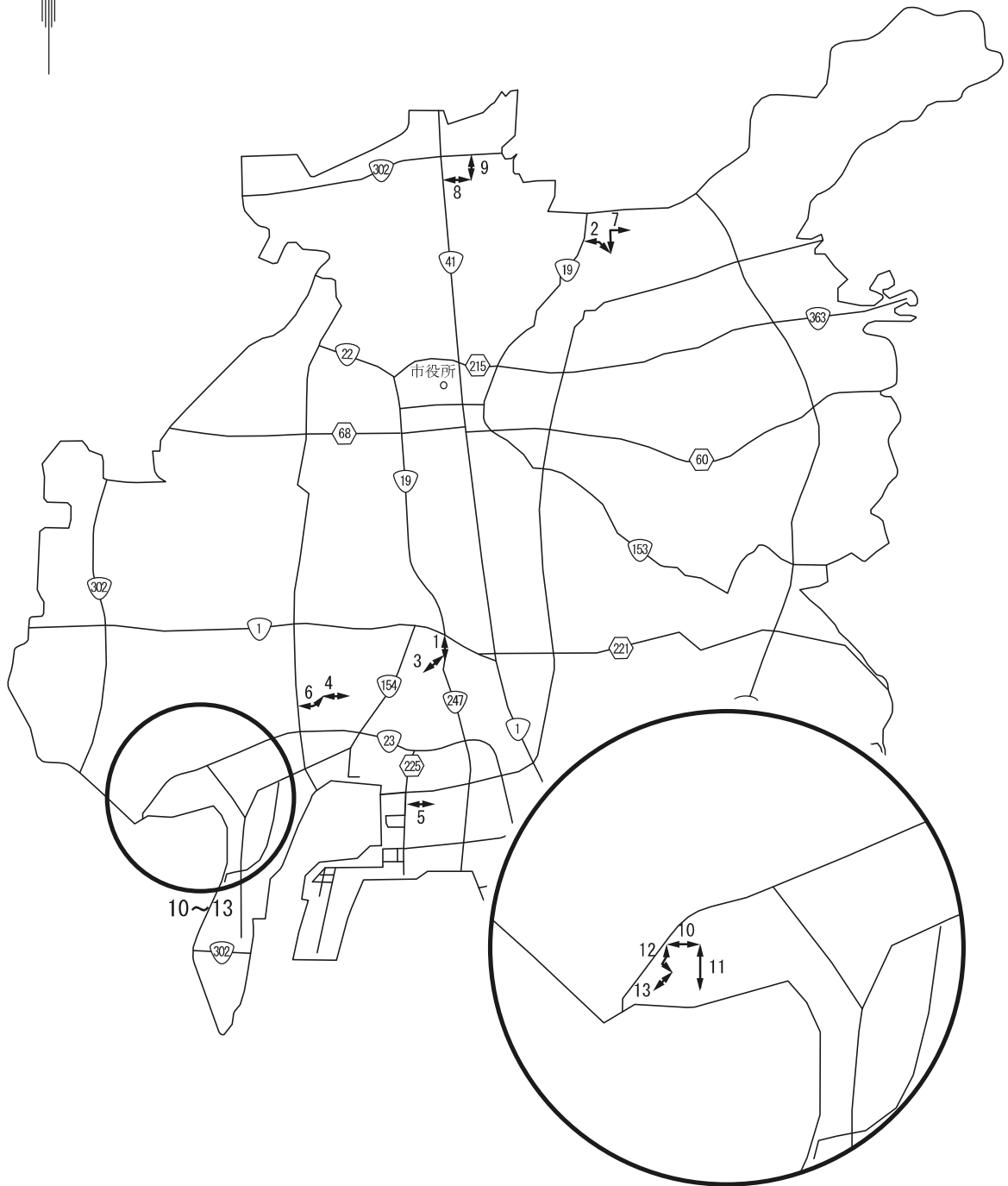
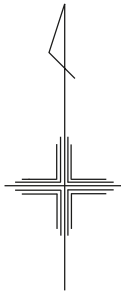
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例

←→ 今回指定する部分

名古屋市告示第 226 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように定めます。

令和 6 年 4 月 26 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
県道	1	名古屋東港線	名古屋市港区大江町 7 番地先から 名古屋市港区竜宮町 3 番 23 地先まで	附図
市道	2	名古屋環状線	名古屋市港区大江町 6 番 2 地先から 名古屋市南区加福町 2 丁目 6 番地先まで	
市道	3	中川運河東線	名古屋市港区河口町 102 番地先から 名古屋市港区熱田前新田字中川東 291 番 3 地先まで	
市道	4	藤前第55号線	名古屋市港区藤前五丁目 401 番	

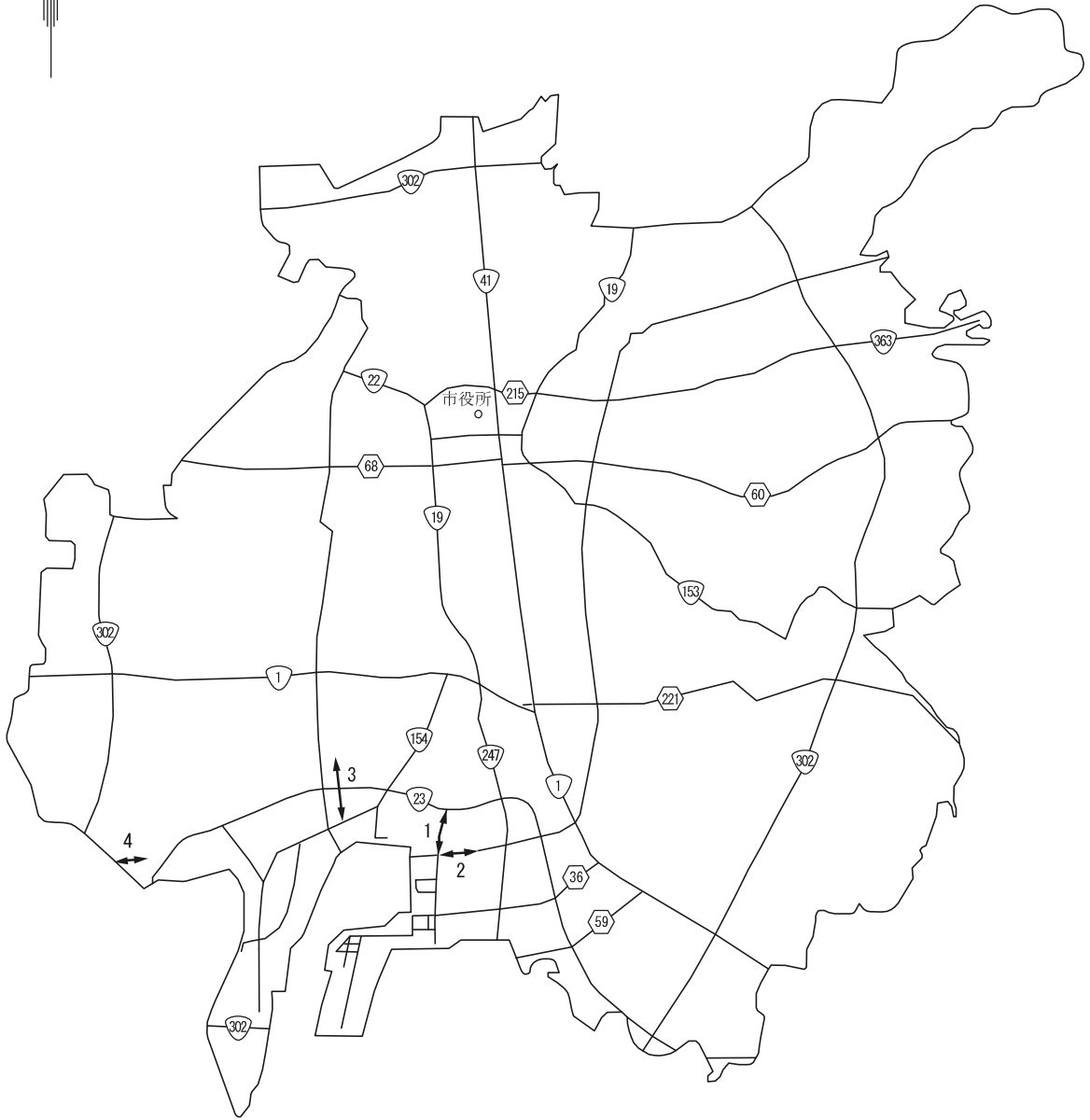
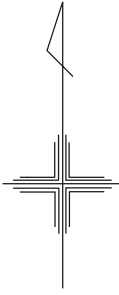
			1 地先から 名古屋市港区藤前五丁目 401 番 2 地先	
--	--	--	-------------------------------------	--

2 指定する期日

令和 6 年 7 月 1 日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例

⇔ 今回指定する部分

名古屋市告示第 227号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 4月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 介護予防小規模多機能型居宅介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
ナーシングホームみち草	名古屋市天白区土原二丁目 408番地	令和 6年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 228号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 4月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社華すみ
介護事業者の所在地		名古屋市東区矢田四丁目11番 9号
介護事業所の名称		のり華訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区矢田四丁目11番 9号
	新	名古屋市東区芳野一丁目 8番10号
変更年月日		令和 4年 4月 1日

介護事業者の名称		株式会社There is
介護事業者の所在地	旧	名古屋市昭和区桜山町 2丁目48番地の 1
	新	名古屋市昭和区吹上町 2丁目 9番地の 9
介護事業所の名称		訪問看護ステーションらしさ

介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区桜山町 2丁目48番地の 1
	新	名古屋市昭和区吹上町 2丁目 9番地の 9
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日	

介護事業者の名称	株式会社はな華	
介護事業者の所在地	名古屋市緑区大高町一色山28番地	
介護事業所の名称	ナースステーションはな華	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区大高町一色山31番地の 3
	新	名古屋市緑区大高町中ノ島46番地の 1
変 更 年 月 日	令和 5年 3月 1日	

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業者の名称	株式会社華すみ	
介護事業者の所在地	名古屋市東区矢田四丁目11番 9号	
介護事業所の名称	のり華訪問看護ステーション	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区矢田四丁目11番 9号
	新	名古屋市東区芳野一丁目 8番10号
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 1日	

介護事業所の名称	中村調剤薬局	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区鳥居通 5丁目45番地
	新	名古屋市中村区鳥居通 5丁目32番地の 1
変 更 年 月 日	令和 6年 2月 1日	

介護事業所の名称	中日処方せん調剤薬局	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区栄四丁目16番36号
	新	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日	

介護事業所の名称	鶴舞薬局	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区千代田五丁目23番6号
	新	名古屋市中区千代田五丁目13番14号
変更年月日	令和6年4月1日	

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称	株式会社カイドウ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区庄内通5丁目8番地の1
	新	名古屋市西区稲生町5丁目31番地
介護事業所の名称	レンタルショップカイドウ	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市西区庄内通5丁目8番地の1
	新	名古屋市西区稲生町5丁目31番地
変更年月日	令和5年11月9日	

4 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	一般財団法人名古屋市療養サービス事業団	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区豊国通1丁目14番地	
介護事業所の名称	名古屋市千種・東ケアマネージメントセンター	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区姫池通3丁目20番地
	新	名古屋市千種区桜が丘11番地
変更年月日	令和6年4月1日	

介護事業者の名称	株式会社フェリーチェ	
介護事業者の所在地	名古屋市長区鳴海町神の倉145番地の4	
介護事業所の名称	居宅介護支援事業所フェリーチェ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市長区ほら貝一丁目116番地
	新	名古屋市長区ほら貝一丁目98番地
変更年月日	令和3年1月9日	

5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称		株式会社カイドウ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区庄内通 5丁目 8番地の 1
	新	名古屋市西区稲生町 5丁目31番地
介護事業所の名称		レンタルショップカイドウ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市西区庄内通 5丁目 8番地の 1
	新	名古屋市西区稲生町 5丁目31番地
変更年月日		令和 5年11月 9日

6 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		有限会社タマガワ
介護事業者の所在地		名古屋市天白区大根町11番地
介護事業所の名称	旧	デイサービスリハビリ道場
	新	たまむすび
介護事業所の所在地		名古屋市天白区大根町11番地
変更年月日		令和 6年 3月 1日

7 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称		有限会社タマガワ
介護事業者の所在地		名古屋市天白区大根町11番地
介護事業所の名称	旧	デイサービスリハビリ道場
	新	たまむすび
介護事業所の所在地		名古屋市天白区大根町11番地
変更年月日		令和 6年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 229号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 4月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ケアステーションにじいろ	名古屋市港区高木町 2丁目10番地	令和 6年 2月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーションたんぽぽ	名古屋市千種区今池五丁目16番13号	令和 6年 3月 1日
堀田病院	名古屋市西区江向町 6丁目54番地	令和 6年

		1月15日
藤田歯科医院	名古屋市港区浜一丁目 2番16号	令和 6年 1月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーションたんぽぽ	名古屋市千種区今池五丁目16番13号	令和 6年 3月 1日
堀田病院	名古屋市西区江向町 6丁目54番地	令和 6年 1月15日
藤田歯科医院	名古屋市港区浜一丁目 2番16号	令和 6年 1月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
堀田病院	名古屋市西区江向町 6丁目54番地	令和 6年 1月15日
トキワ調剤薬局	名古屋市中村区元中村町 3丁目 6番地	令和 6年 4月 1日
中花ファミリー歯科	名古屋市中川区中花町26番地	令和 6年 4月 1日
藤田歯科医院	名古屋市港区浜一丁目 2番16号	令和 6年 1月 1日

5 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日

居宅介護支援事業所たんぽぽ	名古屋市千種区今池五丁目16番13号	令和 6年 3月 1日
居宅介護支援事業所心	名古屋市緑区鳴海町字姥子山22番地の 1	令和 6年 4月 1日

6 介護療養型医療施設

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
共愛病院	名古屋市中川区下之一色町字権野 148番地の 1	令和 6年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 230号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 6年 4月26日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和 5年 8月 9日 5指令住開指第46号	名古屋市中川区東起町 4丁目 9番	東京都練馬区石神井町二 丁目26番11号 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
令和 5年 9月20日 5指令住開指第56号	名古屋市守山区幸心二 丁目1206番外 1筆及び 1205番 1の一部	名古屋中区栄四丁目 5番 3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 林 知秀
令和 5年11月21日 5指令住開指第85号	名古屋市天白区平針四 丁目2806番	名古屋市中区丸の内二丁 目12番 8号 株式会社菊和 代表取締役 菊池 祐

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 231号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項、第42条の 2第 1項、第 46条第 1項、第53条第 1項及び第58条第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年 4月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社橋本	ケアステーションゆう	名古屋市東区東大曾根町29番11号	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
有限会社L i f e	訪問看護 天使の羽	名古屋市北区丸新町 262番地	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社アクティブライフ	りんくる訪問看護ステーション	名古屋市西区児玉三丁目 7番20号	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社m a n a	ONE P I E C E 訪問看護ステーション	名古屋市中村区並木二丁目 148番地	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社なが	訪問看護ステ	名古屋市中村区	令和 6年	訪問看護

もり	ーション虹色 こころ	椿町13番16号	4月 1日	介護予防訪問看護
株式会社ネク ニア	みずき訪問看 護ステーショ ン	名古屋市瑞穂区 弥富通 2丁目30 番地	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社レガ ーレ	レガール訪問 看護ステーシ ョン	名古屋市瑞穂区 白羽根町 1丁目 5番地	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
F u s i o n 株式会社	セノーテ訪問 看護名古屋ス テーション	名古屋市熱田区 大宝一丁目 1番 1号	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社AH P	パプリカここ ろの訪問看護 ステーション 名古屋港	名古屋市港区名 港一丁目 8番 9 号	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ケア グレース	グレース訪問 看護ステーシ ョン	名古屋市港区当 知三丁目3405番 地	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
社会福祉法人 華陽会	訪問看護ステ ーション南陽	名古屋市港区新 茶屋一丁目1206 番地の 1	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
有限会社聖天 道院	T E N D O 訪 問看護ステー ション神丘	名古屋市名東区 神丘町 2丁目 8 番地の 2	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社エス アール・プラ ニング	訪問看護ステ ーションかん な	名古屋市天白区 原四丁目1511番 地	令和 6年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
伊藤 隆安	伊藤整形外科 通所リハビリ	名古屋市天白区 植田南三丁目	令和 6年 4月 1日	通所リハビリテー ション

	テーションセンター楽	812番地		介護予防通所リハビリテーション
--	------------	-------	--	-----------------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人 すずな	ヘルパーステーション すずなの花	名古屋市北区長 田町 1丁目 8番 地の 3	令和 6年 4月 1日	訪問介護
a n y 合同会 社	ヘルパーステーション アーニー	名古屋市西区浅 間二丁目14番30 号	令和 6年 4月 1日	訪問介護
株式会社イオ ナ	訪問介護事業 所 ぽかぽか ケア	名古屋市西区大 野木四丁目 219 番地	令和 6年 4月 1日	訪問介護
合同会社 b l a n c c o c o	訪問介護ステーション くるみ	名古屋市西区赤 城町 158番地	令和 6年 4月 1日	訪問介護
つつむ株式会 社	訪問看護ステーション ラシカル	名古屋市中村区 岩塚本通 3丁目 9番地の 1	令和 6年 4月 1日	訪問看護
株式会社メデ ィカル・ライ フアップ	ライフアップ リハビリデイ サービス豊国	名古屋市中村区 乾出町 1丁目 3 番地の 1	令和 6年 4月 1日	通所介護
株式会社アカ リエ	A-S m i l e 鶴舞	名古屋市中区千 代田五丁目22番 26号	令和 6年 4月 1日	訪問介護
株式会社アカ リエ	A-S m i l e 高畑	名古屋市中川区 高畑四丁目 165	令和 6年 4月 1日	訪問介護

		番地の 1		
株式会社心晴	ヘルパーステーションこはる	名古屋市港区港栄一丁目 8番23号	令和 6年 4月 1日	訪問介護
社会福祉法人 昌明福祉会	訪問介護ステーション小碓	名古屋市港区土古町 2丁目21番地の 8	令和 6年 4月 1日	訪問介護
つつむ株式会社	訪問介護事業所 ラシカル	名古屋市港区大西三丁目42番地	令和 6年 4月 1日	訪問介護
特定非営利活動法人 S o t t a k u	訪問介護ステーションあん	名古屋市天白区土原三丁目 821番地	令和 6年 4月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人士正会	グランド定期巡回・随時対応型訪問介護看護	名古屋市西区浄心一丁目 6番33号	令和 6年 4月 1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
W e l f e c k 株式会社	リンクケア定期巡回	名古屋市瑞穂区瑞穂通 2丁目 2番地の 2	令和 6年 4月 1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
社会福祉法人 華陽会	看護小規模多機能型居宅介護事業所 華の結 南陽	名古屋市港区新茶屋一丁目1206番地の 1	令和 6年 4月 1日	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
株式会社 L I B E R T Y	L I B E R T Y S P A C	名古屋市南区南陽通 6丁目 1番	令和 6年 4月 1日	地域密着型通所介護

	E 木場	地の 7		
株式会社ツクイ	ツクイ・サンフォレスト名古屋緑	名古屋市緑区篠の風二丁目 194 番地	令和 6年 4月 1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

4 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社スナハタ	ケアプランセコ	名古屋市守山区 瀬古一丁目 243 番地	令和 6年 4月 1日	居宅介護支援 介護予防支援

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ケーエスワイ	社会福祉士事務所 マネッティア	名古屋市北区上飯田北町 1丁目 82番地の 1	令和 6年 4月 1日	居宅介護支援
a n y 合同会社	ケアプランアニー	名古屋市西区浅間二丁目14番30号	令和 6年 4月 1日	居宅介護支援
株式会社インクリース	金山介護コンサルタント	名古屋市熱田区 沢上一丁目 6番 13号	令和 6年 4月 1日	居宅介護支援
株式会社魔法のランプ	ケアプランセンターみらべる	名古屋市緑区神沢一丁目1615番地の 1	令和 6年 4月 1日	居宅介護支援
有限会社エフアシスト	エフアシスト居宅介護支援	名古屋市緑区池上台三丁目 103	令和 6年 4月 1日	居宅介護支援

	事業所	番地の15		
--	-----	-------	--	--

6 指定介護予防支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般財団法人 名古屋市療養 サービス事業 団	名古屋市千種 ・東ケアマネ ージメントセ ンター	名古屋市千種区 姫池通 3丁目20 番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
医療法人とし わ会	居宅介護支援 事業所カノン	名古屋市北区大 曾根二丁目 8番 10号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
A P L E株式 会社	居宅介護支援 ハートサー ビス近藤	名古屋市北区杉 栄町 2丁目43番 地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
エヌ・エス株 式会社	エヌ・エス北 居宅介護支援 事業所	名古屋市北区水 草町 1丁目68番 地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
株式会社あす なる	あいの樹居宅 介護支援事業 所	名古屋市北区如 意三丁目60番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
株式会社名城 ケアサービス	陽だまりの家 ケアプランセ ンター	名古屋市北区八 代町 2丁目60番 地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
株式会社リー ベン	しあわせケア プラン	名古屋市北区若 葉通 1丁目13番 地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
北医療生活協 同組合	北医療生協指 定居宅介護支	名古屋市北区城 東町 5丁目 114	令和 6年 4月 1日	介護予防支援

	援事業所	番地		
有限会社エフ・アイ・サービス	北区ふれあい	名古屋市北区清水五丁目32番26号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
一般財団法人 名古屋市療養 サービス事業 団	名古屋市北・ 西ケアマネー ジメントセン ター	名古屋市西区城西四丁目27番20号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
有限会社アット	あいりケアプラン	名古屋市西区玉池町 217番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
一般財団法人 名古屋市療養 サービス事業 団	名古屋市中村 ・中ケアマネ ージメントセ ンター	名古屋市中村区元中村町 3丁目 29番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
医療法人とし わ会	居宅介護支援 事業所フォー リア	名古屋市中区金山五丁目 8番 1 号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
医療法人とし わ会	居宅介護支援 事業所オラト リオ	名古屋市昭和区川名山町 6番地 の 4	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
一般財団法人 名古屋市療養 サービス事業 団	名古屋市昭和 ・瑞穂ケアマ ネージメント センター	名古屋市瑞穂区川澄町 2丁目12 番地の 2	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
一般社団法人 愛知県聴覚障 害者協会	聴覚障害者支 援事業所 ほ っとくる	名古屋市熱田区神宮三丁目 3番 11号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
医療法人杏園 会	熱田居宅介護 支援事業所	名古屋市熱田区六番一丁目 2番	令和 6年 4月 1日	介護予防支援

		15号		
医療法人杏園会	かなやま居宅介護支援事業所	名古屋市熱田区桜田町11番 8号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
社会福祉法人杏園福祉会	あつたファミリー居宅介護支援事業所	名古屋市熱田区六番一丁目 1番 5号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
ファインケア株式会社	ケアプランささゆり熱田	名古屋市熱田区一番二丁目43番 1号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
一般財団法人名古屋市療養サービス事業団	名古屋市中川区ケアマネージメントセンター	名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地の20	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
医療法人一色診療所	医療法人一色診療所居宅介護支援事業所	名古屋市中川区下之一色町字波花93番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
ファインケア株式会社	ケアプランささゆり中川	名古屋市中川区二女子町 6丁目 3番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
有限会社福武メディカルサービス	のむらケアプラン	名古屋市中川区福住町 1番 5号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
一般財団法人名古屋市療養サービス事業団	名古屋市港・熱田ケアマネージメントセンター	名古屋市港区港栄三丁目 4番13号- 1	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
医療法人杏園会	あんず居宅介護支援事業所	名古屋市港区西福田一丁目 636	令和 6年 4月 1日	介護予防支援

		番地		
医療法人杏園会	トリトン 居宅介護支援事業所	名古屋市港区西倉町 1番14号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
医療法人東樹会	医療法人東樹会あずまケアプランセンター	名古屋市港区港楽三丁目14番11号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
株式会社介護センター 愛	愛 居宅介護支援	名古屋市港区幸町 3丁目21番地の 1	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
株式会社シルバーライフ	あかつき居宅介護支援事業所	名古屋市港区宝神二丁目2616番地の 6	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
社会福祉法人昌明福祉会	港寿楽苑	名古屋市港区寛政町 6丁目10番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
医療法人緑翔会	小松病院居宅介護支援事業所	名古屋市南区前浜通 6丁目45番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
社会医療法人宏潤会	大同居宅介護支援事業所	名古屋市南区白水町 8番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
社会福祉法人道徳福祉会	指定居宅介護支援センターはるかぜ	名古屋市南区観音町 6丁目20番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
社会福祉法人ゆたか福祉会	ケアサポート宝南	名古屋市南区元塩町 3丁目 1番地の 1	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
日本コミュニ	居宅介護支援	名古屋市南区松	令和 6年	介護予防支援

ティケア株式会社	事業所 かなれ介護支援センター	池町 3丁目17番地の13	4月 1日	
ファインケア株式会社	ケアプラン みなみ	名古屋市南区弥次エ町 4丁目63番地の 2	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
一般財団法人 名古屋市療養 サービス事業 団	名古屋市守山 ・名東ケアマ ネージメント センター	名古屋市守山区 小幡一丁目 2番 16号	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
株式会社RC C	プライムパー トナーズ居宅 介護支援事業 所	名古屋市守山区 鳥神町 276番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
株式会社グロ リアス	あおきさん家 居宅介護支援 事業所	名古屋市守山区 永森町 115番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
合同会社 I MC介護支援 センター	I MC介護支 援センター	名古屋市守山区 森孝東二丁目 814番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
一般財団法人 名古屋市療養 サービス事業 団	名古屋市緑・ 天白ケアマネ ージメントセ ンター	名古屋市緑区鳴 子町 1丁目 7番 地の 1	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
一般財団法人 名古屋市療養 サービス事業 団	名古屋市緑・ 南ケアマネー ジメントセン ター	名古屋市緑区左 京山3038番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
ヴィチーノ株	居宅介護支援	名古屋市緑区鳴	令和 6年	介護予防支援

株式会社	事業所でんじ やま	海町字赤塚 112 番地の 1	4月 1日	
株式会社たん ぽぽ	ケアセンター ぽぽ	名古屋市緑区六 田一丁目 192番 地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
社会医療法人 宏潤会	大同みどり居 宅介護支援事 業所	名古屋市緑区鳴 海町字矢切37番 地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
w o r k m a s t e r 合同 会社	介護の砦	名古屋市緑区浦 里二丁目 179番 地の 2	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
有限会社和お ん	木の香	名古屋市緑区大 高町字鶴田 167 番地の 2	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
株式会社コス モ	コスモ介護プ ラン	名古屋市名東区 藤森一丁目 251 番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
株式会社スマ イルケアサー ビス	スマイルケア サービス	名古屋市天白区 植田山一丁目 1712番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
合同会社B e H a p p y	ケアプランは るかぜ	名古屋市天白区 中平二丁目1105 番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援
社会福祉法人 八起社	誠和荘居宅介 護支援事業所	名古屋市天白区 植田山二丁目 101番地	令和 6年 4月 1日	介護予防支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 6年 4月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社リィ ヴァルコーポ レーション	リィヴァル	名古屋市中川区 上流町 2丁目48 番地	令和 6年 2月21日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
株式会社日本 医療開発振興 事業団	株式会社日本 医療開発振興 事業団福祉プ ラザ	名古屋市北区楠 味鋺三丁目1410 番地	令和 6年 2月29日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社片山 車椅子製作所	株式会社片山 車椅子製作所	名古屋市西区中 小田井五丁目 179番地	令和 6年 2月29日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉

				用具販売
セントケア中部株式会社	セントケア御器所	名古屋市昭和区 紅梅町 3丁目 2 番地の 1	令和 6年 2月29日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
株式会社タカマ	たいむふれんどタカマ	名古屋市中川区 西日置一丁目 4 番 8号	令和 6年 2月29日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
ナガラデンキ株式会社	ナガラデンキ株式会社	名古屋市中川区 長良町 3丁目15 番地	令和 6年 2月29日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
東海電気実業合資会社	パネット内田橋・東海電気	名古屋市内南区 田橋二丁目26番 22号	令和 6年 2月29日	特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売
有限会社エッチシーテクノ	エッチシーテクノ健康創庫事業所	名古屋市守山区 大字上志段味字 茂中 635番地	令和 6年 2月29日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社優	ゆうヘルパー	名古屋市西市区	令和 6年	訪問介護

	ステーション	場木町 1番地	2月 7日	
ガゼル株式会社	ヘルパーステーション縁むすび	名古屋市緑区水広一丁目 307番地	令和 6年 2月29日	訪問介護
ナムとり合同会社	訪問介護 まめまめ	名古屋市名東区牧の原二丁目 112番地	令和 6年 2月29日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社メディカル・ライフアップ	ライフアップ リハビリデイ サービス豊国	名古屋市中村区 乾出町 1丁目 3 番地の 1	令和 6年 2月29日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社華すみ	ふるけあサポート	名古屋市東区芳野一丁目 8番10号	令和 6年 2月 1日	居宅介護支援
有限会社優	ゆうケアプラ ンセンター	名古屋市西区市 場木町 1番地	令和 6年 2月 7日	居宅介護支援
リラックスア ンドスウィ ング株式会社	介護相談パ タママ	名古屋市天白区 高坂町 339番地	令和 6年 2月16日	居宅介護支援
株式会社Y OU	ケアプラン センター あ いりす	名古屋市守山区 竜泉寺一丁目 919番地	令和 6年 2月27日	居宅介護支援

株式会社日本 医療開発振興 事業団	メディカルホ ットライン指 定居宅介護支 援事業所	名古屋市北区楠 味鏡三丁目1410 番地	令和 6年 2月29日	居宅介護支援
医療法人大仁 会	居宅介護支援 事業 ポート 若草	名古屋市瑞穂区 瑞穂通 5丁目 4 番地	令和 6年 2月29日	居宅介護支援
有限会社ハッ ピーエンジェ ル	ケアプラン ハッピーエン ジェル	名古屋市熱田区 旗屋一丁目 3番 3号	令和 6年 2月29日	居宅介護支援
独立行政法人 地域医療機 能推進機構	中京病院附属 居宅介護支援 センター	名古屋市南区三 条一丁目 1番10 号	令和 6年 2月29日	居宅介護支援
株式会社いち ろ	ケアプランセ ンターいちろ	名古屋市守山区 幸心三丁目1407 番地	令和 6年 2月29日	居宅介護支援
特定非営利活 動法人かんば す	居宅介護支援 事業所心	名古屋市緑区鳴 海町字姥子山22 番地の 1	令和 6年 2月29日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 233号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 6年 5月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 6年11月30日までに全員で入居できるもの、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和6年5月21日（火）から同月31日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和6年5月21日（火）から同月31日（金）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和6年5月21日（火）から同月31日（金）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、第 4水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 6年 5月22日（水）から同月31日（金）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 6年 6月18日（火）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 125戸

事故住宅 21戸

(2) 改良住宅

空家住宅 3戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子若しくは出産する予定の者がいる世帯又は40歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 114戸

第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上（出生前の胎児を含む。）の世帯又は18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子（出生前の胎児を含む。）を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 17戸

事故住宅 1戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けてい

る者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けてい

る者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 130戸

事故住宅 15戸

(2) 改良住宅

空家住宅 2戸

事故住宅 3戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成30年度第 1回一般募集から令和 5年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成30年度第 1回一般募集から令和 5年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2)から (13)までのいずれかの資格を有すること。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 234号

市営住宅定期入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 6年 5月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 申込みの資格

(1) 一般世帯申込みの資格

以下のアからクまでの資格を全て有する者。

- ア 申込みをした日において申込者本人の年齢が45歳未満であること。
- イ 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- ウ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- エ 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- オ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、かつ、市営住宅又は定住促進住

宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

ク 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

(2) 単身世帯申込みの資格

(1) の一般世帯申込みの資格のうちア、イ及びエからクまでの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が1級から4級までのもの

イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの

カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護

者

ク 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの

ケ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等

コ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者

サ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの

(ア) 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者

(イ) 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの

シ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第 14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

ス 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しようとする者

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 6年 5月24日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 6年 5月24日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和 6年 5月24日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 6年 5月31日（金）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階

名古屋市住宅供給公社定期入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階

名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市東区東桜一丁目11番 1号 オアシス21 バスターミナル内

住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 6年 5月31日（金）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 6年 6月 3日（月）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 6年 6月 1日（土）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 20戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 235号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 6年 5月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

利用料金を納付しなければならない期間

令和 6年 5月 3日（金）から同月 5日（日）まで

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課

名古屋市告示第 236 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和6年5月2日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
特定非営利活動法人 成年後見もやい	名古屋市熱田区神宮二 丁目3番4号	令和6年3月29日以後に個人が支出する寄附金
特定非営利活動法人 すけっとファミリー	名古屋市瑞穂区弥富通 3丁目45番地	令和6年3月29日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市教育委員会告示第13号

教育委員会定例会の開催について

令和6年5月7日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和6年4月30日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

1 議事

請願審査について

令和6年度 歯科衛生優良校等の表彰について

2 協議題

令和7年度使用教科用図書の採択事務について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 22 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第14号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（令和 6 年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における第 15 条第 3 項の適用については、「現に主任段階の職にある者」とあるのは、「現に主任段階の職にある職員並びに職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 6 号）別表第 2 消防職給料表の適用を受ける職員のうち副課長補佐の職にある職員及び職務の級が 4 級の職員」とする。

附 則

令和 6 年 4 月 22 日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第8号

指定公金事務取扱者への給水装置工事に係る設計審査手数料の収
納事務の一部委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方
自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき給水装置工
事に係る設計審査手数料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同条第
2項に定めるところにより告示する。

令和6年4月30日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
名古屋市中区丸の内三丁目14番11号
名古屋市指定水道工事店協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入
本市水道の給水区域内において、名古屋市指定水道工事店協同組合に加入
する名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事に
係る名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第16条第1項第
3号に定める手数料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年4月1日

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(地方公営企業法第33条の2の規定に基づく給水装置工事に係る設計審査手数料の徴収事務の一部委託についての廃止)
- 2 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく給水装置工事に係る設計審査手数料の徴収事務の一部委託について（平成12年名古屋市上下水道局告示第5号）は、廃止する。

名古屋市上下水道局管理規程第20号

名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程及び名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部を次のように改正する。

令和6年4月26日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

(名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

技術本部管路部北部 管路センター(本部)	技術本部管路部北部 管路センター(本部)	センター長補佐(事務総括担当) センター長補佐(配水維持総括担当) センター長補佐(配水工事総括担当)
技術本部管路部北部 管路センター(稲西事務所)	技術本部管路部北部 管路センター(稲西事務所)	センター長補佐(下水工事総括担当)

」

を

「

技術本部管路部北部 管路センター	技術本部管路部北部 管路センター	センター長補佐(事務総括担当) センター長補佐(配水維持総括担当) セン
---------------------	---------------------	--------------------------------------

		ター長補佐（配水工 事総括担当） セン ター長補佐（下水維 持総括担当） セン ター長補佐（下水工 事総括担当）
--	--	---

に改める。

（名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正）

第2条 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水道事業電気主任技術者の部営業部の款営業課の項中

「

旧緑営業所

を

」

「

旧緑営業所

旧北部管路センター

に改め、同表下水道事業電気主

」

任技術者の部管路部の款を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月30日から施行する。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の休止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和6年4月24日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を休止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	休止年月日
第1486号	株青電社	北原 直樹	名古屋市守山区町南 3番 1号	令和 6年 2月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和6年4月24日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1607号	みとや殖産(株)	石部 健	愛知県弥富市荷之上町権七走2646番地 1	令和 6年 3月19日
第1608号	(株)パイプマン	伊藤 啓太	福島県いわき市江名字走出 173	令和 6年 3月19日
第1609号	貴水設備	加藤 稔貴	名古屋市昭和区御器所一丁目 6番23号	令和 6年 3月19日
第1610号	アストモスリテイリング(株)	南部 泰司	鳥取県米子市昭和町11番地	令和 6年 3月19日
第1611号	(株)小島工業	小島 広義	愛知県稲沢市祖父江町祖父江八反畑 199番地 1	令和 6年 3月19日
第1612号	白土水道ガス設備工業(株)	村瀬 浩子	愛知県愛知郡東郷町大字春木字涼松 176番地の35	令和 6年 3月19日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和6年4月24日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1494号	アストモ スリテイ リング(株)	南部 泰司	東京都千代田区丸の内 1丁目7番12号	令和6年1月1日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の休止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の休止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和6年4月24日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を休止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	休止年月日
第1486号	株青電社	北原 直樹	名古屋市守山区町南 3番 1号	令和 6年 2月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和6年4月24日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1607号	みとや殖産(株)	石部 健	愛知県弥富市荷之上町権七走2646番地 1	令和 6年 3月19日
第1608号	(株)パイプマン	伊藤 啓太	福島県いわき市江名字走出 173	令和 6年 3月19日
第1609号	貴水設備	加藤 稔貴	名古屋市昭和区御器所一丁目 6番23号	令和 6年 3月19日
第1611号	(株)小島工業	小島 広義	愛知県稲沢市祖父江町祖父江八反畑 199番地 1	令和 6年 3月19日
第1612号	白土水道ガス設備工業(株)	村瀬 浩子	愛知県愛知郡東郷町大字春木字涼松 176番地の35	令和 6年 3月19日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年4月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエイギャラリー

名古屋市中区栄三丁目 301番 1 ほか38筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物屋上 駐車場	84台	59台
計	84台	59台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
建物西側 駐輪場①	6台	—
建物南側 駐輪場②	75台	81台
建物東側 駐輪場③	20台	変更なし
計	101台	変更なし

駐輪場の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 6年11月30日

4 変更しようとする理由

利用実態に見合った駐車場及び駐輪場運営とするため

5 届出の日

令和 6年 3月29日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 4月30日から同年 8月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 8月30日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年5月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと名古屋みなとアクルス

名古屋市港区港明二丁目 501番 4 ほか 3筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更年月日
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
三井不動産㈱	代表取締役 菰田 正信	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	変更なし	代表取締役 植田 俊	変更なし	令和5年4月1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	GUESS JAPAN 合同会社	代表社員 ゲス・ヨー ロッパ・ベ ー・フェー	東京都港区北青山三丁目3番11号	—	—	—	令和5年1月9日

2	アガタジャ ポン(株)	代表取締役 飯倉 未奈 子	東京都港区 芝浦三丁目 14番29号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
3	エース(株)	代表取締役 森下 宏明	大阪市中央 区博労町四 丁目 5番 2 号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
4	(株)コーエン	代表取締役 藤澤 光徳	東京都港区 赤坂八丁目 1番19号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
5	(株)F r a n c f r a n c	代表取締役 佐野 一幸	東京都渋谷 区神宮前五 丁目53番67 号	—	—	—	令和 3年 5月 16日
6	(株)朝日ブリ ッジ	代表取締役 田崎 成隆	名古屋市昭 和区広路町 字南山68番 地	—	—	—	令和 5年 3月 31日
7	(株)アデラン ス	代表取締役 根本 信男	東京都新宿 区荒木町13 番地 4	—	—	—	令和 3年 7月 28日
8	(株)イング	代表取締役 向井 孝司	神戸市中央 区港島南町 四丁目 6番 2号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
9	(株)ウィッシ ーズカンパ ニー	代表取締役 越川 武	岐阜県大垣 市寺内町 4 丁目 118番 地	—	—	—	令和 5年 3月 31日
10	(株)ウエイア ウト	代表取締役 太田 貞利	愛知県岡崎 市東明大寺 町15番地 7	—	—	—	令和 3年 5月 21日
11	(株)エフ・デ イ・シイ・ プロダクツ	代表取締役 瀧口 昭弘	東京都品川 区上大崎二 丁目19番10 号	—	—	—	令和 5年 10月 31日
12	(株)サンエー ・ビーデー ー	代表取締役 前川 正典	東京都港区 南青山一丁 目 1番 1号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
13	(株)三鈴	代表取締役 大西 雅美	東京都品川 区西五反田 七丁目22番 17号	—	—	—	令和 3年 9月 30日

14	株ストライ プインター ナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区 幸町 2番 8 号	—	—	—	令和 4年 1月 29日
15	株内藤デザ イン研究所	代表取締役 内藤 堅二	東京都豊島 区長崎四丁 目38番 2号	—	—	—	令和 4年 1月 10日
16	株名古屋中 村	代表取締役 中村 太一	名古屋市中 区大須三丁 目35番31号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
17	株パレモ・ ホールデイ ングス	代表取締役 吉田 馨	愛知県稲沢 市天地五反 田町 1番地	—	—	—	令和 5年 3月 31日
18	株ファイブ ・フォック ス	代表取締役 上田 稔夫	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目60番 7号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
19	株リンク・ セオリー・ ジャパン	代表取締役 畑 誠	山口県山口 市佐山 717 番地 1	—	—	—	令和 5年 3月 31日
20	株レプレゼ ント	代表取締役 堀口 靖弘	東京都渋谷 区神宮前六 丁目17番11 号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
21	株丸澤屋	代表取締役 澤木 孝夫	名古屋市中 川区山王四 丁目 6番 2 号	—	—	—	令和 元年 10月 15日
22	株東京デリ カ	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾 区新小岩一 丁目48番14 号	—	—	—	令和 3年 9月 26日
23	株ベルシュ カ・ジャパ ン	代表取締役 ペッターソ ン万里	東京都渋谷 区恵比寿西 一丁目10番 11号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
24	株マーレマ ーレ・ジャ パン	代表取締役 東 裕司	神戸市長田 区西尻池町 二丁目 4番 6号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
25	株ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川 区大崎一丁 目11番 2号	—	—	—	令和 5年 3月 31日

26	キャスキッドソングパン(株)	代表取締役 池田 マイク	東京都港区 北青山三丁目 5番43号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
27	セイコーリ テールマー ケティング (株)	代表取締役 庄山 昌彦	東京都中央 区銀座一丁 目20番14号	—	—	—	令和 5年 6月 18日
28	パセリエン タープライ ズ(株)	代表取締役 松本 規義	滋賀県長浜 市勝町 803 番地	—	—	—	令和 5年 3月 31日
29	ブルーブル ーエジヤ パン(株)	代表取締役 神山 邦雄	東京都新宿 区下落合二 丁目17番 7 号	—	—	—	令和 5年 5月 14日
30	ボーズ合同 会社	職務執行者 ジェイムズ ・イー・ス キャモン	東京都港区 六本木一丁 目 4番 5号	—	—	—	令和 2年 1月 15日
31	ル・クルー ゼ・ジャポ ン(株)	代表取締役 モニカ・マ ルケス・ピ ント	東京都港区 麻布台二丁 目 2番 9号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
32	(株)F・O・ インターナ ショナル	代表取締役 小野 行由	神戸市中央 区三宮町二 丁目 4番 1 号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
33	(株)sn yg g	代表取締役 渡邊 功一	福岡市中央 区大名一丁 目11番15号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
34	(株)いま津	代表取締役 今津 邦博	名古屋市熱 田区金山町 二丁目 2番 1号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
35	(株)ジーンズ メイト	代表取締役 富澤 茂	東京都渋谷 区元代々木 町30番13号	—	—	—	令和 5年 3月 31日
36	(株)ナナコブ ラス	代表取締役 三谷 由紀	京都市中京 区新京極通 四条上ル中 之町 577番 地22	—	—	—	令和 5年 3月 31日

37	(株)ベルーフ	代表取締役 香月 広	東京都品川区東五反田五丁目24番10号	—	—	—	令和5年3月31日
38	大和書店(株)	代表取締役 稲山 佳史	愛知県岩倉市中本町西出口64番地9	—	—	—	令和元年11月29日
39	綿新産業(株)	代表取締役 伊藤 哲朗	愛知県津島市今市場町4丁目14番地	—	—	—	令和5年7月23日
40	和信産業(株)	代表取締役 浦山 政信	長崎県佐世保市御本町27番1号	—	—	—	令和5年3月31日
41	A s - m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	エステール ホールディ ングス(株)	変更なし	東京都中央区銀座一丁目19番7号	令和5年4月1日
42	(株)ジャングル ジャム	代表取締役 芝原 正博	東京都目黒区大橋一丁目7番4号	PORT OF CA LL JA PAN(株)	代表取締役 菊池 克郎	変更なし	令和5年11月9日
43	(株)ザラホーム・ ジャパン	代表取締役 ペッターソ ン万里	東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号	(株)ITXジ ャパン	代表取締役 ローソン悦 子	変更なし	令和2年11月1日
44	(株)上野商会	代表取締役 長谷川 文 彦	東京都台東区上野六丁目10番17号	(株)TSI	代表取締役 下地 毅	東京都港区赤坂八丁目5番27号	令和4年3月1日
45	B - R サ ーティワン アイスク リーム(株)	代表取締役 渡辺 裕明	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	変更なし	代表取締役 ジョン・キ ム	変更なし	令和2年3月13日
46	アディダ スジャパ ン(株)	代表取締役 ポール・ア ンドリュ ー・ハー ディ ステイ	東京都港区六本木一丁目9番10号	変更なし	代表取締役 小佐妻 綾 子	変更なし	令和5年11月30日
47	(株)アダ ストリア	代表取締役 福田 三千 男	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	変更なし	代表取締役 木村 治	変更なし	令和4年5月26日

48	(株)オートバックスセブン	代表取締役 小林 喜夫 巳	東京都江東区豊洲五丁目6番52号	変更なし	代表取締役 堀井 勇吾	変更なし	令和4年4月1日
49	(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	変更なし	代表取締役 高家 正行	変更なし	令和5年4月24日
50	(株)キャン	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区幸町2番8号	変更なし	代表取締役 阿部 和則	変更なし	令和2年4月1日
51	(株)ジンズ	代表取締役 田中 仁	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	変更なし	代表取締役 田中 亮	変更なし	令和5年12月1日
52	(株)ゾフ	代表取締役 上野 照博	東京都港区北青山三丁目6番1号	変更なし	代表取締役 上野 博史	変更なし	令和2年11月26日
53	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	変更なし	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	令和2年5月30日
54	(株)ダブリュ・アイ・システム	代表取締役 濱中 洋	東京都豊島区池袋二丁目43番1号	変更なし	代表取締役 鈴木 貴久	変更なし	令和3年4月1日
55	中村漆器産業(株)	代表取締役 中村 忠	長野県塩尻市大字木曾平沢1819番地	変更なし	代表取締役 中村 健一郎	変更なし	令和5年9月27日
56	ギャップジャパン(株)	代表取締役 ステイブ ンセア	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号	変更なし	代表取締役 クリストフ アーモラー	変更なし	令和5年10月12日
57	(株)ベベ	代表取締役 小東 政章	神戸市中央区港島中町六丁目8番2	変更なし	代表取締役 ト部 正寿	変更なし	令和5年6月20日
58	ジースターリテイルジャパン(株)	代表取締役 鹿小木 光	東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号	変更なし	代表取締役 オロフ・ウ イルブラン ズ	変更なし	令和3年7月1日
59	スギホールディングス(株)	代表取締役 杉浦 広一	愛知県安城市三河安城町1丁目8番地4	変更なし	代表取締役 杉浦 克典	変更なし	令和3年5月19日

60	ゼビオ(株)	代表取締役 加藤 智治	福島県郡山市朝日三丁目 7番35号	変更なし	代表取締役 諸橋 友良	変更なし	令和 3年 6月 1日
61	日本トイザ ラス(株)	代表取締役 ディーター ・ハーベル	川崎市幸区 大宮町1310 番地	変更なし	代表取締役 李 孝	変更なし	令和 5年 9月 1日
62	はるやま商 事(株)	代表取締役 伊藤 卓	岡山市北区 表町一丁目 2番 3号	変更なし	代表取締役 中村 宏明	変更なし	令和 3年 4月 1日
63	モダンデコ (株)	代表取締役 新村 晃一	広島市中区 富士見町16 番22号	変更なし	代表取締役 小林 敬弘	変更なし	令和 3年 6月 23日
64	リーバイ・ ストラウス ジャパン(株)	代表取締役 パスカル・ センコフ	東京都港区 南青山一丁 目 1番 1号	変更なし	代表取締役 デイビッド ・ハマテイ	変更なし	令和 4年 2月 28日
65	(株)シナテッ ク	代表取締役 国本 哲秀	東京都中央 区晴海一丁 目 8番10号	変更なし	代表取締役 新濃 康一	変更なし	令和 3年 8月 1日
66	(株)ダッドウ エイ	代表取締役 白鳥 公彦	横浜市港北 区新横浜二 丁目15番地 12	変更なし	代表取締役 大野 浩人	変更なし	令和 4年 3月 1日
67	(株)ナルミヤ ・インター ナショナル	代表取締役 石井 稔晃	東京都港区 芝公園二丁 目 4番 1号	変更なし	代表取締役 國京 紘宇	変更なし	令和 5年 5月 23日
68	(株)バロック ジャパンリ ミテッド	代表取締役 奈良 世輝	東京都目黒 区青葉台四 丁目 7番 7 号	変更なし	代表取締役 村井 博之	変更なし	令和 4年 5月 26日
69	(株)バンダイ	代表取締役 川口 勝	東京都台東 区駒形一丁 目 4番 8号	変更なし	代表取締役 竹中 一博	変更なし	令和 3年 4月 1日
70	(株)ムーンス ター	代表取締役 猪山 渡	福岡県久留 米市白山町 60番地	変更なし	代表取締役 井田 祥一	変更なし	令和 3年 9月 28日
71	(株)リーガル コーポレー ション	代表取締役 岩崎 幸次 郎	千葉県浦安 市日の出二 丁目 1番 8 号	変更なし	代表取締役 安田 直人	変更なし	令和 4年 4月 1日

72	株式会社赤ちゃん本舗	代表取締役 佐藤 好潔	大阪府中央区南本町三丁目3番21号	変更なし	代表取締役 味志 謙司	変更なし	令和3年3月1日
73	島村楽器(株)	代表取締役 島村 元紹	東京都江戸川区平井六丁目37番3号	変更なし	代表取締役 廣瀬 利明	変更なし	令和4年5月24日
74	エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン(株)	代表社員 ルーカス・セイファート	東京都渋谷区宇田川町33番6号	H&M Hennes & Mauritz Japan KK エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン(株)	代表取締役 アネタ・ポクシンスカ	変更なし	別途記載
75	BODYMAKER(株)	代表取締役 長淵 巧	大阪府吹田市垂水町三丁目23番25号	変更なし	代表取締役 長淵 巧	大阪府吹田市垂水町三丁目16番17号	別途記載
76	株式会社ウィゴー	代表取締役 高橋 秀朗	東京都渋谷区恵比寿南一丁目16番3号	変更なし	代表取締役 供田 恭輔	東京都港区芝浦四丁目15番33号	別途記載
77	エル・エル・ビーン・インターナショナル	代表社員 青木 久仁子	東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目16番3号	変更なし	代表社員 能登 雅文	アメリカ合衆国メイン州 04032、フリーポート、キャスコ・ストーリー	別途記載
78	合同会社PVHジャパン	職務執行者 アレキサンダー・トーマス・チュー	東京都渋谷区代官山町8番7号	変更なし	職務執行者 ラジーブ・シャルマ	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号	別途記載
79	Michaels Japan(株)	代表取締役 山崎 大輔	東京都港区南青山一丁目2番6号	変更なし	変更なし	変更なし	令和6年3月29日

80	岡田食品惣菜(株)	代表取締役 岡田 卓也	三重県松阪市京町 508番地 1	オカダコーポレーション(株)	変更なし	変更なし	令和6年3月29日
81	(株)オー・アール・エフ	代表取締役 古田 芳文	名古屋市中区丸の内三丁目 7番 9号	(有)オー・アール・エフ	変更なし	変更なし	令和6年3月29日
82	(株)グループセブジャパン	代表取締役 アンドリュー・ブバラ	東京都港区麻布一丁目 3番 3号	変更なし	変更なし	東京都港区南青山一丁目 1番 1号	令和6年3月29日
83	(株)パルグループホールディングス	代表取締役 井上 隆太	大阪市中央区北浜三丁目 5番29号	変更なし	変更なし	大阪市中央区道修町三丁目 6番 1号	令和6年3月29日
84	(株)Y o g i b o J a p a n	代表取締役 木村 誠司	大阪市中央区瓦町三丁目 6番 5号	(株)Y o g i b o	変更なし	変更なし	令和4年8月1日
85	(株)アイデアインターナショナル	代表取締役 森 正人	東京都港区芝五丁目13番18号	BRUNO(株)	変更なし	東京都新宿区西新宿八丁目17番 1号	別途記載
86	(株)インプローブス	代表取締役 松浦 誠	大阪市西区新町一丁目 28番 3号	変更なし	変更なし	大阪市西区南堀江一丁目16番 9号	令和2年11月16日
87	(株)サザビリーグ	代表取締役 角田 良太	東京都渋谷区元代々木町49番13号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番 1号	令和4年8月23日
88	(株)ジーユー	代表取締役 柚木 治	山口県山口市佐山 717番地 1	変更なし	変更なし	山口県山口市佐山 10717番地 1	令和2年7月17日
89	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 717番地 1	変更なし	変更なし	山口県山口市佐山 10717番地 1	令和2年7月17日
90	(株)ルームプラス	代表取締役 清代 雄治	広島市安佐南区八木一丁目21番22号	変更なし	変更なし	広島市安佐南区緑井三丁目10番28号	令和5年2月21日
91	(株)ツルヤ商事	代表取締役 服部 博幸	名古屋市中区今池三丁目 4番18号	変更なし	変更なし	名古屋市中区大須三丁目46番15号	令和2年5月3日

92	(株)ヤマダヤ	代表取締役 山田 太郎	名古屋市西 区城西一丁 目 3番 5号	変更なし	変更なし	名古屋市西 区城西一丁 目 3番 1号	令和 元年 6月 27日
93	(株)ライトオン	代表取締役 横内 達治	茨城県つく ば市吾妻一 丁目11番 1	変更なし	代表取締役 藤原 祐介	茨城県つく ば市小野崎 260番地 1	別途 記載
94	(株)ラコステ ジャパン	代表取締役 李 孝	東京都渋谷 区神宮前二 丁目34番17 号	変更なし	代表取締役 パスカル・ センコフ	東京都品川 区上大崎三 丁目 1番 1 号	別途 記載
95	ディーゼル ジャパン(株)	代表取締役 ルイージ・ メツザソー マ	大阪市中心 区南船場三 丁目12番12 号	変更なし	代表取締役 横溝 知将	大阪市中心 区難波五丁 目 1番60号	別途 記載
96	(株)良品計画	代表取締役 松崎 暁	東京都豊島 区東池袋四 丁目26番 3 号	変更なし	代表取締役 堂前 宣夫	東京都文京 区後楽二丁 目 5番 1号	別途 記載
97	—	—	—	Calzadonia Japan (株)	代表取締役 マッテオ・ ヴェロネー ジ	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 五丁目21番 12号	令和 4年 7月 28日
98	—	—	—	福助(株)	代表取締役 坂本 友哉	東京都江東 区青海二丁 目 4番24号	令和 2年 3月 12日
99	—	—	—	(株)ホワイト ハウス	代表取締役 木村 文夫	名古屋市名 東区本郷三 丁目 139番 地	令和 4年 7月 9日
100	—	—	—	(株)adapt retailin g	代表取締役 金親 卓生	東京都港区 港南三丁目 4番27号	令和 5年 4月 1日
101	—	—	—	(株)プラステ ック	代表取締役 岡崎 健	山口県山口 市 佐山 10717番地 1	平成 30年 9月 28日
102	—	—	—	(株)リビング ハウス	代表取締役 北村 甲介	大阪市西区 南堀江二丁 目10番 8号	令和 4年 5月 13日
103	—	—	—	(株)明和トレ ース	代表取締役 大和田 直 亮	滋賀県近江 八幡市桜宮 町 207— 6	令和 5年 4月 1日

104	—	—	—	(株)アルカスイ ンターナ ショナル	代表取締役 阪本 敏之	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1	令和 5年 4月 1日
105	—	—	—	(株)コカ	代表取締役 吉田 健一 郎	横浜市神奈 川区鶴屋町 三丁目35番 1号	令和 5年 4月 1日
106	—	—	—	R B K J (株)	代表取締役 田中 裕輔	東京都渋谷 区元代々木 町30番13号	令和 5年 4月 1日
107	—	—	—	楽天トータ ルソリュー ションズ(株)	代表取締役 染川 芳宏	東京都世田 谷区玉川一 丁目14番 1 号	令和 5年 4月 1日
108	—	—	—	(株)ワークマ ン	代表取締役 小濱 英之	群馬県伊勢 崎市柴町 1732番地	令和 5年 4月 21日
109	—	—	—	(株)ウエデイ ングボツク ス	代表取締役 松本 徳太 郎	熊本市中央 区手取本町 4番 8号	平成 30年 9月 28日
110	—	—	—	T T I n t e r n a t i o n a l (株)	代表取締役 岡本 有司	東京都世田 谷区北沢二 丁目26番15 号	令和 5年 4月 1日
111	—	—	—	(株)テイツー	代表取締役 藤原 克治	岡山市南区 豊浜町 2番 2号	令和 4年 11月 25日
112	—	—	—	(株)シナジー グローバル	代表取締役 田中 優佳 子	大阪市淀川 区西中島六 丁目 1番 3 号	令和 3年 12月 1日
113	—	—	—	(株)クロッ プス	代表取締役 前田 有幾	名古屋市天 白区名駅三 丁目26番 8 号	令和 3年 1月 28日
114	—	—	—	(株)田原屋	代表取締役 田熊 太郎	川崎市幸区 堀川町 580 番地	令和 4年 12月 10日
115	—	—	—	(株)コスモテ レコム	代表取締役 金井 大祐	名古屋市天 白区平針二 丁目1809番 地	平成 30年 9月 28日

116	—	—	—	フランス総合医療(株)	代表取締役 杉木 和彦	東京都千代田区平河町一丁目8番8号	令和5年4月1日
117	—	—	—	(株)マックハウス	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	令和4年6月24日
118	—	—	—	サンレジャン(株)	代表取締役 榊原 浩高	愛知県蒲郡市八百富町一丁目57番地	令和5年4月1日
119	—	—	—	(株)オリンピア	代表取締役 加藤 通浩	名古屋市中区平和一丁目6番1号	令和2年11月20日
120	—	—	—	ハンセドリームジャパン(株)	代表取締役 任 東煥	東京都新宿区西新宿三丁目1番5号	令和2年11月27日
121	—	—	—	(株)東海通信社	代表取締役 佐藤 寿倫	名古屋市東区泉一丁目23番36号	令和5年6月15日
122	—	—	—	(株)ペニイ	代表取締役 森岡 俊広	東京都葛飾区立石七丁目9番10号	令和5年4月1日
123	—	—	—	(株)ツツキ	代表取締役 都築 宏一郎	千葉県柏市柏 344番地2	令和5年3月15日
124	—	—	—	(株)ベルパーク	代表取締役 西川 猛	東京都千代田区平河町一丁目4番12号	令和5年4月1日
125	—	—	—	(株)Nプラス	代表取締役 高橋 陵	東京都北区神谷三丁目6番20号	令和5年10月13日
126	—	—	—	(株)一蔵	代表取締役 河端 義彦	さいたま市北区大成町四丁目699番地1	令和5年12月21日
127	—	—	—	ココク(株)	代表取締役 上村 健太	滋賀県湖南市石部西三丁目6番8号	令和5年10月6日

128	—	—	—	(有)フリーウエイ	代表取締役 成田 道夫	札幌市南区 藤野五条五 丁目 3番17 号	令和 4年 9月 5日
-----	---	---	---	-----------	----------------	--------------------------------	----------------------

3 変更の日

- (1) 設置者については、2(1)で既述
- (2) No. 1からNo.73までの小売業者、No.79からNo.84までの小売業者、No.86からNo.92までの小売業者及びNo.97からNo. 128までの小売業者については、2(2)で既述
- (3) No.74の小売業者の名称については、令和 6年 3月29日、代表者については、令和 4年 2月25日
- (4) No.75の小売業者の代表者については、令和 6年 3月29日、住所については、令和 3年 11月 1日
- (5) No.76の小売業者の代表者については、令和 6年 3月29日、住所については、令和 5年 10月23日
- (6) No.77の小売業者の住所については、令和 6年 3月29日、代表者については、令和 4年 9月 5日
- (7) No.78の小売業者の住所については、令和 6年 3月29日、代表者については、令和 5年 8月 1日
- (8) No.85の小売業者の名称については、令和 3年10月 1日、住所については、令和 5年 3月 1日
- (9) No.93の小売業者の住所については、令和元年 5月31日、代表者については、令和 2年 3月 1日
- (10) No.94の小売業者の住所については、令和 2年 3月 9日、代表者については、令和 4年 7月 1日
- (11) No.95の小売業者の住所については、令和 2年 5月 1日、代表者については、令和 2年 3月 3日
- (12) No.96の小売業者の住所については、令和 6年 2月 1日、代表者については、令和 3年 9月 1日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo.40までの小売業者については、退店のため
- (3) No.41及びNo.42の小売業者については、地位承継のため
- (4) No.43及びNo.44の小売業者については、吸収合併のため
- (5) No.45からNo.73までの小売業者については、代表者変更のため
- (6) No.74の小売業者については、名称の誤記修正及び代表者変更のため
- (7) No.75及びNo.76の小売業者については、代表者の誤記修正及び住所変更のため
- (8) No.77及びNo.78の小売業者については、住所の誤記修正及び代表者変更のため
- (9) No.79からNo.81までの小売業者については、名称の誤記修正のため
- (10) No.82及びNo.83の小売業者については、住所の誤記修正のため
- (11) No.84の小売業者については、名称変更のため
- (12) No.85の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (13) No.86からNo.92までの小売業者については、住所変更のため
- (14) No.93からNo.96までの小売業者については、住所及び代表者変更のため
- (15) No.97からNo. 128までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 6年 3月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 5月 1日から同年 9月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6 年 9 月 2 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、次の者を令和6年4月26日懲戒処分に付した。

令和6年4月26日

名古屋市消防局長 半田修広

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士長)	減給10分の1 4月	地方公務員法第29条第1項 第1号及び第3号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 6年 5月 1日懲戒処分に付した。

令和 6年 5月 1日

名古屋市交通局長 折 戸 秀 郷

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局運輸主事	停職 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号